

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………一
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………二
- ……………(同)……………二
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………三
- ……………(保健医療局保健政策部国民健康保険課)……………三
- ……………(同)……………三
- 技能検定員審査の実施……………三
- ……………(同)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………四
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………四
- 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………五
- ……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

告示

●東京都告示第九十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和五年十月十三日

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第九十九号西本村の森緑地
- 三 事業施行期間 令和五年十月十三日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区大泉学園町二丁目地内

使用の部分 なし

東京都告示第九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る 取消年月日 取消しに係る 取消しに係る
道路の種類 道路の位置 道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和五年九 東大和市奈良 延長

第一項第五号 月十五日 橋三丁目四百 三〇・〇〇
の規定による 三十七番一の 幅員 四・〇〇
道路 一部

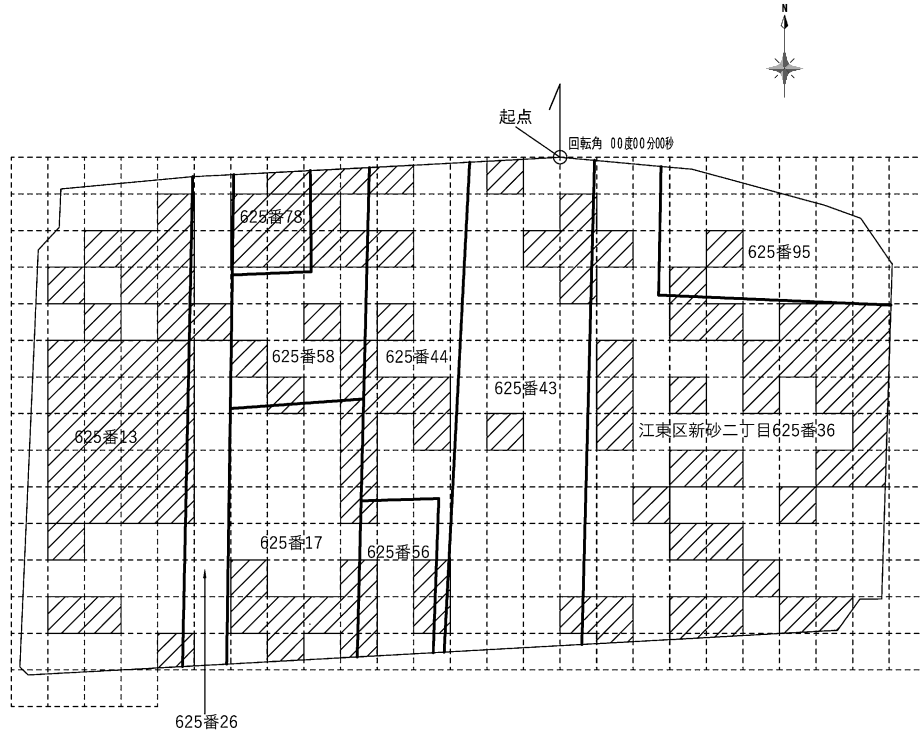
東京都告示第九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 調査範囲
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、江東区新砂二丁目625番43の最北端とする。

【格子の回転角度(0度00分00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十六号

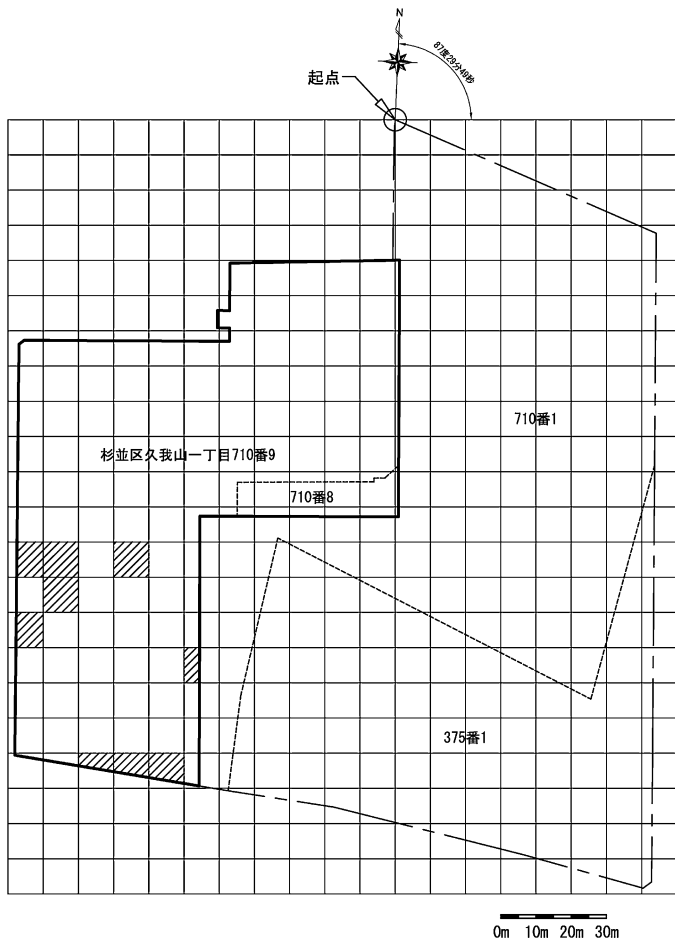
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千五百二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区久我山一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 事業所範囲

【起点】
 起点は、杉並区久我山一丁目710番1の最北端とする。

格子の回転角度 (87度29分49秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更事項
組合の地区に係る事項
- 二 変更内容
組合の地区に群馬県吾妻郡嬬恋村を加える。
- 三 規約の変更の認可の年月日
令和五年九月二十六日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第337号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月13日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

- 1 審査の種類
普通自動車免許技能検定員審査

<p>2 審査を受けようとする者の資格 普通自動車運転することができ運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和5年11月13日(月曜日)から同月17日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1) 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p>	<p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和5年10月26日(木曜日)及び同月27日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号) (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年10月16日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具 (ア) 黒色又は青色のボールペン (イ) 赤色のボールペン (2) 服装</p>	<p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。</p> <p>令和五年十月十三日 東京都多摩建築指導事務所長</p> <table border="0"> <tr> <td>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>西多摩郡瑞穂町大字二本木字西原四百六十七番一</td> <td>西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行</td> </tr> <tr> <td>立川市幸町一丁目二十番四から同番六まで</td> <td>立川市幸町一丁目二十一番地一 株式会社アステイク 代表取締役 宮谷 祐介</td> </tr> <tr> <td>立川市富士見町六丁目三百四十八番四、三百四十九番三、同番四、三百五十番一、三百五十二番二及び三百五十三番二</td> <td>福生市加美平三丁目六番地十 K's Living株式会社 代表取締役 東條 幸一</td> </tr> </table>	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名	西多摩郡瑞穂町大字二本木字西原四百六十七番一	西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行	立川市幸町一丁目二十番四から同番六まで	立川市幸町一丁目二十一番地一 株式会社アステイク 代表取締役 宮谷 祐介	立川市富士見町六丁目三百四十八番四、三百四十九番三、同番四、三百五十番一、三百五十二番二及び三百五十三番二	福生市加美平三丁目六番地十 K's Living株式会社 代表取締役 東條 幸一
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名									
西多摩郡瑞穂町大字二本木字西原四百六十七番一	西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行									
立川市幸町一丁目二十番四から同番六まで	立川市幸町一丁目二十一番地一 株式会社アステイク 代表取締役 宮谷 祐介									
立川市富士見町六丁目三百四十八番四、三百四十九番三、同番四、三百五十番一、三百五十二番二及び三百五十三番二	福生市加美平三丁目六番地十 K's Living株式会社 代表取締役 東條 幸一									

小平市仲町二百九十三番五及 小平市仲町三百番地
 び二百九十四番 岸野 昌
 清瀬市旭が丘一丁目二百三十 港区港南二丁目十六番一
 三番一、同番八及び同番九 大東建託株式会社
 代表取締役 竹内 啓

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東
 京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）第一条の
 五第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次の
 とおり実施する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

令和五年十一月三十日（木曜日）午後一時三十分か
 ら午後五時まで

(二) 会場

都議会議事堂一階 都民ホール（東京都新宿区西新
 宿二丁目八番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ取扱責任者免許の取得を希望する者で、次
 の(一)及び(二)に掲げる全ての条件（受講資格）に該当する
 もの

(一) 規則第一条の五で東京都知事が行うふぐ取扱責任者
 試験と同等の試験であると知事が認めた別表に掲げる
 対象自治体が実施した試験のいずれかに合格し、当該

試験を実施した道府県知事（地域保健法（昭和二十二
 年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市の市
 長を含む。以下同じ。）のふぐの取扱いに係る免許等
 を受けている者

(二) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都
 条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規
 定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該
 当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの
 処理ができない者

イ 未成年者

ウ 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行う
 に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
 行うことができない者

エ 条例第九条第一項第三号又は第二項の規定により
 東京都ふぐ取扱責任者免許の取消処分を受けた後一
 年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ取扱責任者として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからウまでに
 掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで、持参又は郵送
 により申し込むこと。

ア 別表に掲げる対象自治体が実施した試験のいずれ
 かに合格したことを証する書類（合格通知書、合格
 証明書等）の写し

イ 当該試験を実施した道府県知事が交付したふぐの
 取扱いに係る免許証等の写し

ウ 返信用封筒（長形三号。郵便番号、住所及び氏名
 を記載し、八十四円切手を貼ったもの）

(二) 申込先

郵便番号一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都保健医療局健康安全全部健康安全課試験・免許
 担当（ふぐ取扱責任者担当）

(三) 申込締切日

令和五年十一月十三日（月曜日）（当日消印有効）

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講
 票を送付する。

五 問合せ先

東京都保健医療局健康安全全部健康安全課試験・免許担
 当

電話〇三（五三二〇）四三五八

別表

対象自治体	対象となる試験実施年月
北海道	令和四年五月以降
青森県	令和三年六月以降
宮城県	令和三年六月以降
山形県	令和四年四月以降
群馬県	昭和六十一年十月以降令和三年九月以前
埼玉県	平成十五年四月以降
千葉県	昭和五十年九月以降
神奈川県	昭和六十一年十一月以降
新潟県	令和三年六月以降
富山県	平成二十三年二月以降
石川県	平成十八年六月以降
福井県	令和四年四月以降
長野県	平成五年十月以降
静岡県	昭和五十二年五月以降
愛知県	昭和五十一年七月以降
三重県	令和三年六月以降
滋賀県	昭和四十八年九月以降
京都府	昭和五十一年七月以降
大阪府	令和四年四月以降
兵庫県	令和三年六月以降
奈良県	昭和五十三年三月以降
和歌山県	令和四年七月以降
鳥取県	令和三年六月以降
島根県	令和三年六月以降

岡山県	平成二十八年四月以降
広島県	令和四年四月以降
山口県	昭和五十六年十月以降
徳島県	令和三年一月以降
香川県	平成十六年十月以降
愛媛県	昭和二十七年十二月以降
高知県	令和二年十月以降
福岡県	昭和五十四年十二月以降
長崎県	令和三年六月以降
熊本県	昭和三十三年七月以降
大分県	令和二年四月以降
宮崎県	昭和三十三年十一月以降
鹿児島県	昭和三十五年四月以降
青森市	令和三年六月以降
八戸市	令和三年六月以降

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 セブントウン小豆沢

二 店舗所在地 板橋区小豆沢三丁目九番五号

三 設置者名 株式会社セブン&アイ・クリエイトリ
ンク

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年九月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年十月十三日から同年十一月十三
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例（平成元年東京都条例第十号）に定
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 nonowa国立WEST

二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 意見

<p>ア 聴取者 国立市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和五年九月二十九日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称)オーケー芝久保店</p> <p>二 店舗所在地 西東京市芝久保町二丁目九番三十四ほか</p> <p>三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社</p>	<p>四 意見 西東京市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 西東京市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和五年八月十六日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001